

避難所での感染症対策

災害時、避難所などの不特定多数の方が集団で生活する場所では、3密（密閉・密集・密接）により、新型コロナウイルスや他の感染症に感染するリスクが高まります。市では、避難所を開設する場合、感染リスクをできる限り抑えるため、避難所の運営を次のとおり行います。皆様のご理解とご協力をお願いします。

3 必要な物の準備

避難をするときに、自宅で用意している災害用備蓄品に加え、マスクなどの感染症対策用品など、必要な物を持って行けるよう、事前に準備をお願いします。

【お持ちいただきたい物】

- マスク
- 消毒液
- 体温計
- 水、食料
- 常備薬



避難所での過ごし方

4 感染予防の徹底

感染リスクを避けるため避難所内では、十分な換気を行います。また、避難した方はマスクを着用してください。マスクがない場合は、ハンカチなどマスクの代わりになるものを着用するなど、咳エチケットを意識し、手洗い、うがいを徹底してください。

5 衛生環境の確保

避難所の物品などは、避難所職員が消毒し、衛生的な環境を確保します。避難された方は、衛生的な環境の確保にご協力ください。



▲東日本大震災時の避難所の様子(総合体育館)

避難所の運営と対策

1 避難所以外への避難の検討

自宅での安全確保が可能な場合、避難所へ避難しないことで、感染リスクを下げる事ができます。本当に避難が必要な方を適切に受け入れられるよう、ご協力をお願いします。また、避難所以外にも、安全な親戚宅や知人宅などに避難できるか検討し、あらかじめ連絡を取り合うなど、対応をお願いします。

2 発熱、咳などの症状がある方の専用スペースを確保

避難所を開設する場合、発熱、咳などの症状がある方は、避難所内をパーティションにより区切るなど専用スペースを確保し、可能な限り、症状がある方とない方を区分します。発熱・体調不良の症状がある方は、必ず避難所職員へ報告してください。

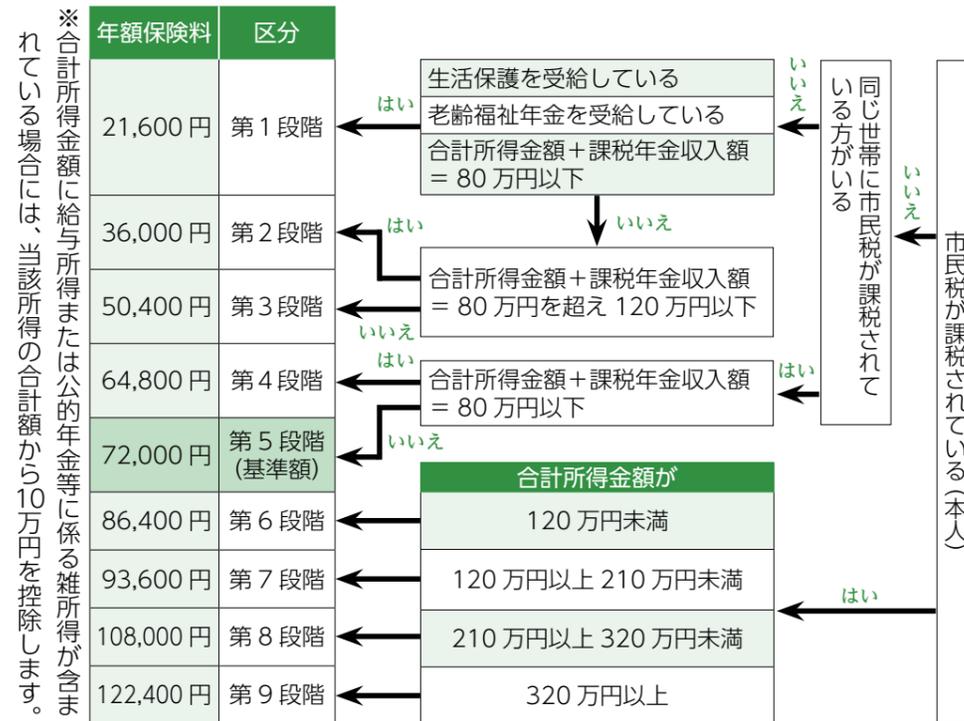
●問い合わせ
市民部 生活環境課 ☎81-2272



65歳以上の方へ 介護保険料の納付を お忘れなく！

あなたの介護保険料は？

保険料は市民税の課税状況や所得金額によって9段階に分かれます。左のフローチャートで確認してください。



- 納める方法は？**
- 特別徴収
 - 年金が年額18万円以上の方は、年6回の年金定期支払いのとき、その受給額から天引きされます(老齢福祉年金、恩給は対象になりません)。
 - ただし、次の場合などは、特別徴収に切り替わるまで一時的に普通徴収で納めます。
 - 年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったとき
 - 年度の途中で他市町村から転入したとき
 - 収入申告のやり直しなどで、所得段階の区分が変更になったとき
 - 年度の途中で年金の受給が始まったとき
 - 普通徴収
 - ※なお、年金を担保に貸し付けを利用されている方は、普通徴収となります。
- 普通徴収**
- 年金が年額18万円未満の方は、納付書や口座振替で納めます。口座振替にする、納める手間がかからず、納め忘れもなくなります。希望する方は、金融機関で手続きをしてください。

介護保険サービス利用者負担割合の確認を

7月中旬に新しい介護保険負担割合証(水色)を送付します。要介護(要支援)認定者、介護予防・日常生活支援総合事業に該当される方は必ず内容をご確認ください。



減免はあるの？

また、納期限前であれば、コンビニでも納付できます。

平成23年3月11日時点で旧警戒区域および旧緊急時避難準備区域に住居登録があった方で、第1号被保険者を対象に全額減免します。※合計所得金額が633万円を超す方は除きます。

保険料を納めない！

- 1年以上滞納すると介護サービス費用の全額をいったん自己負担することになります。申請により保険給付分の9割(一定の所得のある方は8割または7割)が払い戻されます。

■ 1年6か月以上滞納すると介護保険給付の一部または全額を、一時的に差し止められます。

■ 2年以上滞納すると介護保険利用者負担が1割から3割(一定の所得のある方は4割)に引き上げられ、介護保険高額介護サービス費が受けられなくなります。

● 問い合わせ
保健福祉部 高齢福祉課
☎82・1115